

平成30年度第4回流山市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 平成31年3月14日（木）
午後1時30分～午後2時30分
- 2 場 所 流山市文化会館 講義室
- 3 招 集 日 平成31年3月6日
- 4 出席委員 宮嶋 佐和子、中村 悦子、山本 茂、椎名 和彦、
志摩 誠、藍川 治助、前田 良助、
- 5 欠席委員 福田 芙美子、保田 国伸、中久木 典子、
稲田 衣子、鈴木 孝夫、木川 稔
- 6 事務局 湯浅市民生活部長、今野市民生活部次長兼保険年金課長、
鈴木保険年金課長補佐、橋本保険年金課長補佐、
遠山国民健康保険係長、伊藤保険料収納係長、
北川主事、増島主事
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 議 題
流山市国民健康保険事業財政健全化計画について（答申）（案）
- 9 配付資料
流山市国民健康保険事業財政健全化計画について（答申）（案）
- 10 会議時間 開会 午後1時30分
閉会 午後2時30分
- 11 議事内容 次のとおり

（議長）

それでは、会議次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。

議題の「流山市国民健康保険事業財政健全化計画について（答申）（案）」について、私の方で作成しました案になりますので、一度読み上げさせていただきます。

～答申案読み上げ～

では、この答申案について、ご意見を頂きたいと思います。

(議長)

健全化の対応策として支出の削減策については意見を付してありますが、収入面、特に保険料率の見直しについて、被保険者への配慮等の意見を付すなどはいかがでしょうか。

(委員)

今、議長がおっしゃられましたように先日の資料の中でも保険料の値上げはやむを得ないようなことに恐らくなるんだろうというような話だったと思います。その時に保険料の算定の方式についていくつか書いてあった。私は詳しい内容はよく分からないですが、一つ気になったのがあまり医療費を使わない健康な方、例えば年間50万円の国民保険料を払っていても、3か月に1回貰っている医療費の明細をみてもですね10万くらいしか使っていない、そういう方々の対する何かインセンティブというのを考える必要はないのか、やはり一所懸命健康に気を使って努力して保険の財政を考えて、あまりお金を使わない方々と一つの病気で何か所も病院を回って余分に使う方、やっぱり色々いらっしゃると思うんですね。そういう方々の対する、使わない方にはインセンティブ、たくさん使う方にはそれだけたくさん使えば、若干負担が増えるんだよ、というような少しメリハリをつけたような形で、保険料を見直す必要があるんじゃないかという気がしました。今、どんなふうにお考えか分かれれば教えていただきたい。

(次長)

課長の今野です。

本日は皆様お忙しい中ありがとうございます。

今の委員の御指摘ですが、同じような内容だとかいうのを以前聞いたことがあります。その昔には、医療費の掛かっている方、いらっしゃらない方に対するインセンティブというような方策があったようにも聞いています。国の方の被保険者に対するインセンティブということの考え方の一つとして、保健事業、ようするに健康維持をするための保健事業等々に参加する方に対するインセンティブ、こういったものは今作成について各保険者に考えるようにというようなことは言われています。

具体的には、医療に掛かっていない方に対するインセンティブという

ことは、今のところは実は考えておりません。一つには、保険料を負担すると意味合いとして相互扶助という形態で行っております。したがって受益を受ける可能性のある方々が当然のように負担をしていくという考え方のもとに国民健康保険、あるいは社会保険の制度が成り立っているというところから皆様に保険料負担をいただいているという認識でおります。

(委員)

保険という名前のおり相互扶助という考え方がベースにあるということはいくよくよく理解しています。

それとこういう保険料の決め方というのは、市の裁量というのは結構働くんですか。それとも国あるいは県が決めたものであって、その中でほとんど動かさない、それはどちらですか。

(次長)

根本的な話になります。賦課する保険料をどのように決めるかというのは、実を言いますと今回の健全化計画の核心の話なんですね。前回もその辺りをご説明を申し上げているところなんです、改めて申し上げますと、まず、保険財政を運営するために国民健康保険の場合は特別会計という会計を組むわけなんです、運営をしていくためにまず投入される歳入といたしましては、国からの負担金、県からの負担金、国民健康保険を含めた社会保険などの全体の健康保険からの年齢構成に伴う共同出資をして負担の多いところに配分に行く、そういった共同出資のシステムがあります。こういったものがそれぞれの被保険者数であったり、あるいは所得の水準であったり、医療費の水準であったり、あるいは年齢構成であったり、そういったものを勘案した中、保険料というのが負担が決められてくるんですけども、そういった公費あるいは共同事業で投入されるそういったものを年度年度の給付で支出するであろう金額全体から差し引いた分が保険料にという計算になります。ですので、他からの歳入だとかそういったものは本来は含まれない。それが健全な財政というふうに考えておきまして、単純に言うと医療費から公費除いたそれ以外は保険料で賄う、こういう仕組みになっています。ですから裁量であったりとか、何かの他の考えがそこに含まれるということではな

くて、単純に言うと自動的に保険料収入額というのが決まってくる、そういう考え方です。

(委員)

保険料収入額がそういうふうが決まるというのは理解できます。総額ですねそれは。私が言っているのは総額の話ではなくて、その総額の中をどういう風に個人に割り振るのかというところでの裁量がきくのかどうかを知りたい。

それが1点と先程インセンティブの話で例えば市が行う保健事業に対して、そこに参加する方々は少ない金額でそれを利用できるとか、そういうのをインセンティブといえればそれはあると思うのですが、ただそれは別に市が企画したものに参加する人が健康ということではなくて、自分たちで努力して健康維持している人たちもたくさんいるはずですよ。そういう方々に対して何らかのインセンティブを考えていく必要があるのではないかと、もちろん相互扶助という大前提はあるにせよ努力している人に対しては、それなりのインセンティブを考える必要があるというのが私の考えです。

(次長)

今のご質問の中で、市の裁量という部分についてのお答えをしたいと思います。市の方としましては、どのような裁量というか、どのように保険料を決めているかということで、市の方でできることというのは、まずは、保険料収納率こういったものを歳入として増やしていく、ということが一つある、計画の中に書いてあることが全てなんです、それであったりとか、適用適正化という面から行きますと、まずは被保険者であるかどうかの判断を明確にしていくということも必要になってきます。ですからそういったところに対しては、例えば年金のデータであったりとか、あるいは、皆様に周知をして国民健康保険以外の方であれば喪失手続きをしていただきたいと案内を差し上げたり、あるいは家族の中で社会保険に入っているという方がいらっしゃる場合なんかでは、その方の被扶養者になり得ないのかどうか、そういうご案内をするということもしております。それからもう一つには、本来流山市の保険給付費を払うべきでないような事例もあります。第三者行為では、交通事故

であれば保険に入っている方であればそういうものから払っていただくべきものだろうと、そういったもののことを適正化するという、そういう歳入の増加と歳出の削減、こういったものが最終的には保険料の方に繋がってくるそういったものが裁量として市の方では行うことが可能だというふうには考えています。

(議長)

今の説明でいかがでしょうか。

(委員)

若干違いますけれど、仕方ないかと。

どっちにしても今年の秋には消費税も上がることで、被保険者も費用が掛かるのは困る方も多いでしょうし、そういうところが理解できるような方法を考えていかざるを得ない。

(議長)

ありがとうございました。

他には、皆さん何かございませんでしょうか。

(委員)

今の委員から話がありましたように健康な人、自分で作った健康な体なのか、医者にかなりアドバイスされて健康な体なのか、医療費を払う人、なるべく払わない人、これは大きく分かれていますね。私のところの職場シルバーには、780人おりますけど、平均年齢73歳、健康です。健康であるからこそ働ける、就業の喜び、それともう一つが、それが国民健康保険の助けになっているんだよという話を私はみんなの前でさせてもらっています。

私も東京で公務員でいた頃は、5年間医療費を使わない、10年間医療費を使わない人にインセンティブがありましたよね、そういう時代がありました。それが何故なくなったかと言うと、当時こういう事務の担当をしていたんですが、無理して医者に行かないという人がかなりおりました、結果的に悪化していった部分もあったんですね。健康は、自分で金を出しても健康になるんだということになってきて、段々そういう

話がなくなってきたんですね。

今回この中でですね、私の今回の答申に対してですね、逆に一番評価していいことは、本来法定外の一般会計からは赤字を入れるべきじゃない、それがはっきりしているんですね、そのはっきりした理由は何だかという、今年の19年4月から5か年計画で赤字を黒にしていこうというしっかりした、具体性はないんですけれども、そういうような大きな目標を持っているということと、もう一つは、保険料を払っていない人に払ってもらうんだという体制も思案していると、ということでありますとね、私は賛成ですかね、こういうことで今後やって頂きたいというふうに私は思っております。

(議長)

ありがとうございました。他には皆さんよろしいでしょうか。

他にご意見がなければ、この答申内容で当協議会としてまとめさせていただきますのでよろしいですか。

～異議なしの声～

(次長)

議長

(議長)

はい。

(次長)

ご審議ありがとうございます。今日意見をいただきました内容についても、改めてこの答申の中に含めさせていただきたいと思っております。若干なんですけど、いまお渡ししている案に書き加える形になりますので、若干時間を頂いてもよろしいでしょうか。

(議長)

では、事務局からの申し出を許可します。

事務局の作業が終了するまで、暫時休憩とします。

～修正案の配布～

(議長)

会議を再開します。

先程、案ということで答申書の読み上げをいたしました。付帯意見の(1)、(2)を読み上げております。今事務局から(3)部分が捕捉されてまいりました。(3)の部分を読み上げさせていただきます。

～答申案修正部分の読み上げ～

(議長)

先程の委員の意見いただいて作成しております。

お手元にあります、修正をしました答申案を御確認下さい。

誤り等ありませんでしょうか。

～なしの声～

それでは、これを本協議会の答申としまして、平成31年3月20日に協議会を代表し、私から市長に交付させていただきます。

事務局から何かありますか。

(次長)

今回は市長から諮問のありました本件について慎重な御審議を賜り、ありがとうございます。今回、皆様からいただきました付帯意見、こういったものを十分考慮しながら、この計画を執行してまいりたいと考えております。本当にありがとうございます。

(議長)

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは以上をもちまして、平成30年度第4回国民健康保険運営協議会を閉会します。